

(一社) 静岡県私立幼稚園振興協会

令和5年度 第3回運営委員会

日時：令和6年1月24日（水）

午後3時～

会場：私学会館 4階会議室

次 第

1 開 会

2 理事長挨拶

3 議 題

(1) 公益認定申請手続きの概要

(2) 会計規程の一部改正

(3) 令和6年度の事業計画（案）及び収支予算（案）

(4) 入会及び退会規程の一部改正

(5) その他

4 閉 会

<今後の事業計画関係会議日程>

理 事 会 : 令和6年2月16日（金）15時

私学会館 5階大会議室

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う加盟園の経営形態の多様化や、少子化の進行に伴う園児数の減少傾向などに的確に対応していくためには、公益社団化による組織基盤の強化が必要である。

また、将来的に(公財)静岡県私立幼稚園退職基金財団との統合を視野に入れた場合、加盟園(法人)の集合体(社団)としての性質を継続していくためには、当協会が公益社団へ移行することが不可欠である。このため、令和6年度の公益社団への移行を目指し、公益認定申請手続きを進めている。

2 概要

(1) 事業の構成

当協会は、定款第3条の規定により、私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業と地域の子育てを支援する事業を実施しており、これらは認定法に規定する公益目的事業の要件を満たす可能性が非常に高いことから、すべての事業を公益目的事業として申請手続きを進めていたが、

共益性の高い教職員福利厚生事業(結婚・出産祝い金など)は公益目的事業と認められなかったため、**その他事業に区分する。**

区分	内容		<現在の事業>
公益目的事業1	私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業	←	教員養成研究・研究事業 健全経営推進事業 企画調整事業
公益目的事業2	地域の子育てを支援する事業		地域子育て支援事業
その他事業	その他事業(教職員福利厚生事業)		健全経営推進事業

(2) 公益財務3基準の適合性(R5予算等をベース)

(単位:千円)

① 収支相償 :公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を超えない。

※会費収入の1/2は公益事業に充当するよう変更

		収益	費用	
公益1	私立幼稚園教育の充実等	57,066	57,378	
公益2	子育て支援事業	17,598	18,430	
公益目的事業計		74,664	< 75,808	適合

② 公益目的事業比率:公益目的事業の比率が100分の50以上となる。

公益目的事業費用	75,808	公益事業比率=75,808/94,000=80.6%
法人全体	94,000	

③ 遊休財産額保有制限:公益目的事業以外の財産が公益目的事業費を超えない。

遊休財産額の保有上限額(公益目的事業の事業費等)	75,808	適合
遊休財産額(公益目的以外の財産(流動資産を含む。))	36,789	

(3) 次回の公益認定審議会

令和6年2月13日(火)

会計規程の一部改正について（案）

〈議題2〉

公益目的事業の実施等に伴い、下記のとおり会計規程の一部を改正する。

（下線部分が変更箇所）

改正案	現 行
<p>一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会 会計規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (現行と同じ)</p> <p>(会計の原則)</p> <p>第2条 (現行と同じ)</p> <p>(会計年度)</p> <p>第3条 (現行と同じ)</p> <p>(会計区分)</p> <p>第4条 会計区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>公益目的事業1 (私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業) 会計</u></p> <p>(2) <u>公益目的事業2 (地域の子育てを支援する事業) 会計</u></p> <p>(3) <u>その他事業会計</u></p> <p>(4) <u>法人会計</u></p> <p>(5) (削除)</p> <p>2 前項第1号から第3号までの事業については、必要に応じてさらに区分することができる。</p>	<p>一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会 会計規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会（以下「この法人」という。）における会計処理に関する基本を定め、財政、正味財産増減、資金収支の状況について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、この法人の財務内容の透明化、事業の効率性を図ることを目的とする。</p> <p>(会計の原則)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(会計年度)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(会計区分)</p> <p>第4条 会計区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>教員養成研修・研究事業会計</u></p> <p>(2) <u>地域子育て支援事業会計</u></p> <p>(3) <u>健全経営推進事業会計</u></p> <p>(4) <u>企画調整事業会計</u></p> <p>(5) <u>法人会計</u></p> <p>2 前項第1号から第4号までの事業については、必要に応じてさらに区分することができる。</p>

(下線部分が変更箇所)

改正案	現 行
<p>(経理責任者)～(規程の改廃) 第5条～第8条 (現行と同じ)</p> <p>第2章 勘定科目及び帳簿組織 ～第9章 補則 (現行と同じ)</p>	<p>(経理責任者)～(規程の改廃) 第5条～第8条 (略)</p> <p>第2章 勘定科目及び帳簿組織 ～第9章 補則 (略)</p>

附則 この改正は、令和6年度収支予算から適用する。

令和6年度 一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会事業計画書（案）

基本方針

令和5年5月に新型コロナウイルスが5類感染症に引き下げられ、ようやく通常の生活を送ることができるようになりました。これまで皆様におかれましては、我慢の3年でした。新型コロナの影響は各方面に及んでおり、生活のスタイルも随分変化しました。令和6年度はこうした変化を踏まえながら、各園の特色ある質の高い教育・保育の実践を支援してまいります。併せて、園の安全管理対策を強化する取組を進めてまいります。

当振興協会では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う加盟園の経営形態の多様化をはじめ、教員免許状更新制の発展的解消、少子化の進行等に伴う園児数の減少など、大きな環境変化に的確に対応していくため、組織改革等の方針をとりまとめ、令和5年6月の定時社員総会で決議しました。

方針は、「地区活動の基盤強化と地区の状況を協会運営に反映しやすい組織づくり」「より学びやすい研修環境づくり」「振興協会の経営基盤の強化」の3本の柱で構成しています。

「地区活動の基盤強化と地区の状況を協会運営に反映しやすい組織づくり」では、現在の11地区から各地区概ね30園規模となる6地区への統合を進めるとともに、地区長の理事としての位置付けや、正副理事長及び地区長で構成する「三役・地区長会」の常設化を図ります。

「より学びやすい研修環境づくり」として、研修形態の多様化や分野別研修体系の導入、分散会場型研修における地区の研修担当と連携した研修体制の構築などを進めます。

「振興協会の経営基盤の強化」を図るため、事業評価に基づく事業の見直しを積極的に行うとともに、常置委員会について、現在の5委員会から「研修」「人材確保・育成」「子育て支援」「経営研究」の4委員会に再編します。また、理事の人数を現在の22人から、正副理事長（5人）、地区長（6人）、常置委員長（4人）の15人に削減します。さらに、（公財）静岡県私立幼稚園退職基金財団との統合を将来的な視野に入れながら振興協会の公益社団法人への移行を進めてまいります。

令和6年度は、これらの組織改革実施の初年度であり、正に組織改革元年となります。静岡県私立幼稚園振興協会は先人たちが切磋琢磨して作り上げてきた大切な財産であります。振興協会50年の長い歴史の中で大変大きな改革であり、すべての加盟園が一体となって進めていくことに大きな意義がありますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

<事業体系>

I 公益目的事業1 私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業

1 教職員研修・研究事業

- (1) 教職員のスキルアップに寄与する各種研修会
- (2) 幼児教育の質の向上に寄与する研究等

2 健全経営等推進事業

- (1) トップマネジメントの支援
- (2) 人材確保の支援
- (3) 人材育成、定着促進

II 公益目的事業2 地域の子育てを支援する事業

1 子育て家庭向け情報の提供

2 子育て家庭を支援する諸活動

III その他事業 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

1 教職員福利厚生事業

令和6年度 事業計画書

I 公益目的事業1 私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業

1 教職員研修・研究事業

幼児教育における子どもの豊かな育ちについて研修・研究を深めるとともに、幼児教育に関わる者を支援し、家庭や地域における教育力の向上と幼児教育の振興・発展に寄与することを目的として、以下の事業を行う。

教職員の多忙化等を踏まえ、より学びやすい研修環境づくりを進めるため、会場型（中央、分散）や配信型（動画配信、同時配信）の多様な研修形態の導入や、教職員がキャリアステージに応じて自ら選択し主体的に研修ができるよう各分野にわたる研修を積極的に実施する。

(1) 教職員のスキルアップに寄与する各種研修会（研修委員会）

① 基本研修

実践的指導力と使命感を養うとともに、何事にも意欲的かつ能動的に取り組む姿勢を育て、幅広い知見の習得を目指す「初任者研修」、園経営を担う理事長・園長等の更なる資質向上を図る「理事長・園長等研修」を行う。

ア 初任者研修

初任者教員を対象に、その職務の遂行に必要な実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見と私学人としての在り方について研修する。

イ 理事長・園長等研修

時代を見据えた園を創造するためのトップマネジメントを担う理事長、園長等の更なる資質向上のため、教育・経営に関する専門講師を招聘して今後の園の在り方や地域で果たす役割等について研修する。

第1回 令和6年6月3日（月） ホテルグランヒルズ静岡

第2回 令和7年2月26日（水） ホテルグランヒルズ静岡

② 専門研修

教員や職員（栄養職員、各種事務職員）が、各キャリアステージに応じて身に付けたい資質・能力を主体的に学ぶため、（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の「保育者としての資質向上研修俯瞰図」を参考に研修を実施する。各教職員が必要な研修を受講しやすい環境を提供するため、動画配信型研修を多く取り入れて実施する。

ア フレッシュ研修（動画配信）

基本的なスキルアップを図る（概ね1～2年の保育者を想定）。

イ ミドル研修（集合会場、後日動画配信）

基本的なスキルアップを図る（概ね3～5年位の保育者を想定）。

- ウ ミドルリーダー研修（集合会場、後日動画配信）
主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップを図る（概ね5年以上保育者を想定）。
- エ リーダー研修（動画配信）
主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップを図る（主任者や園長を想定）。
- オ 特別支援教育研修（サテライト会場型）
特別支援教育に関する理解、知識、研究、実践を深め、日常保育の質の向上に努める。
- カ 乳幼児研修（動画配信）
0～2歳児の発達段階を含め、子どもたちが適切に発達課題を達成するためには、どのような環境や援助が必要か、乳幼児の発達理論に基づいて研修する。
- キ 安全管理・危機管理研修（集合会場・後日動画配信）
安全管理・危機管理の推進と防災・防犯・感染症などの対策の充実を図るための研修を実施する。
- ク 幼児教育の理解・発展推進事業（静岡県協議会）（集合会場）
幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題等について研究協議し、教員の指導職員を対象に研修を実施する。

③ 特別研修

教員が具体的な特定目的に沿った課題について、専門の講師による指導を受け、問題を発見する能力や課題を解決する能力など、自らの資質の向上を図るため、自主的に参加する研修を実施する。

- ア 教育研究大会（全県大会）※隔年実施のためR6は実施しない。
幼児教育の質の向上のための研修会を行うとともに、永年勤続教職員と優秀教員の表彰を行い、その功績をたたえる。
- イ 保育の質の向上を目指した公開保育による研修
園の保育を広く公開し、公開保育に参加した他園の教員とその日の保育を中心として協議し合うことは、自園の良さを再確認し、これから取り組むべき課題を明らかにするために大変有効である。そこで、県内の私立園の中から公開保育実施園を指定し、公開保育コーディネーターの支援を受けながら公開保育を実施することによって、公開保育実施園の保育の質の向上と公開保育に参加する教員の資質向上を図る。
・実施園：未定
- ウ 実技指導研修会
各地区で開催する実技指導研修会に助成し、地区における教育活動の推進・活性化を図る。

(2) 幼児教育の質の向上に寄与する研究等（研修委員会）

① 調査・研究事業

ア 幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）

幼児教育に関する講演等に参加するとともに、都道府県協議会の成果の発表交換、教育課程実施に伴う諸問題について研究協議し、幼児教育の向上に資する。

イ 調査・研究プロジェクト

○ 園行事の取り組みと子どもの育ちについて考えるプロジェクト（令和6・7年度）

園で行われる様々な行事は、子どもの感性や情緒を育み、豊かな育ちを助長するものでなくてはならない。そこで、行事の教育的価値をしっかりと検討し、園生活の自然な流れの中で生活の変化や潤いを与え子どもが主体的に楽しく活動できるようにするための工夫や、それを通して、どのように子どもの育ちをとらえていったらいいのかについて研究する。

② 幼稚園教諭免許法認定講習推進事業

幼稚園教諭一種免許状認定夏期講習（5単位×2年）を開設する静岡県教育委員会と連携し、効率的な一種免許状への上進を促進する。

開催時期	会場
未定	静岡大学(予定)

2 健全経営等推進事業

幼児教育環境が大きく変化する中で、地域の幼児教育機関としての私立幼稚園・認定こども園が、役割と責任を果たし、信頼され、発展していくためには、基盤となる経営の健全性を確保することが重要である。そこで、経営基盤を維持・向上し、将来に亘って健全経営と教育目的を果たしていけるよう、以下の事業を行う。

(1) トップマネジメントの支援（経営研究委員会ほか）

① 理事長・園長等研修会（再掲：I 1（1）①ウ）（研修委員会）

時代を見据えた園を創造するためのトップマネジメントを担う理事長・園長等の更なる資質向上のため、教育・経営に関する専門講師を招聘して今後の園の在り方や地域で果たす役割等について研修する。

② 経営者向け情報の提供

子ども・子育て支援新制度の施行や少子化の進行などに伴い、園を取り巻く状況変化が著しいことから、協会加盟園の経営形態を踏まえながら、園経営を支援するための情報をわかりやすく、きめ細かく提供する。

ア 静私幼だより通信（経営者向け）

園経営に関する各種制度の創設や改正、統計数値などについて、各園（経営者）の理解を促進し、的確な制度利用等を支援するため、解説や補足説明などを加えた「静私幼だより通信（経営者向け）」を作成し、協会HPへの掲載により定期的（臨時あり）に配信する。

イ 行政関連情報の収集・提供

各市町の私立幼稚園・認定こども園に対する助成制度や0歳児から5歳児までの年齢別住民登録人数などについて調査し、収集した情報を協会HPへ掲載するとともに情報提供する。

ウ 経営分析情報の提供

全日本私立幼稚園連合会が実施する経営実態調査の加盟園データを活用し、各園の経営分析用データを作成し、協会HPへ掲載するとともに情報提供する。

③ 園経営を支援する諸活動など

ア 行政との連携、要望活動など

(ア) 私学振興ふじのくに大会の開催（三役・地区長会）

私立学校の振興等を目的に、静岡県（副知事など）や静岡県議会（議長や私学振興議員連盟）参加のもと、他の私学団体（小・中・高校、専修・各種専門学校）と協力して「ふじのくに私学振興大会」を開催する。

・令和6年11月13日（水） ホテルグランヒルズ静岡

イ 園の安全管理の向上

(ア) 安全管理・危機管理の推進と防災・防犯・感染症などの対策の充実を図るための情報を発信する。

(イ) 各園で策定している防災（危機管理）マニュアル等の教職員・保護者への十分な周知を促進する。

ウ 地区活動の推進と地域社会との連携（三役・地区長会）

(ア) 加盟園の多様なニーズに的確に対応していくためには、地区の活動基盤の強化が必要なことから、現在の園数規模が大きく異なる11地区を、概ね30園規模となるよう6地区に統合する。

(イ) 統合後の地区長を理事とするほか、三役・地区長会を常設化することにより、地区活動の情報共有化や地区からの提案や要望を振興協会の運営に反映する。

(ウ) 各地区（6地区）は関係市町との意見交換や要望活動を積極的に行う。加盟園の振興に関する地区活動の推進を図るため費用を助成する。

(エ) 各園は地域防災教育推進会議等に積極的に参加し、地域防災との連携を図る。各地域で市町の防災担当課や専門家などと協力し防災講座等園の安全管理に関する研修を実施する。

エ 協会預け金の計画的返還など（事務局）

一般社団法人に移行した際に終了した振興資金貸付事業の貸付金について、管理及び回収事務を的確に行うとともに、協会預け金返還規程に基づき協会預け金を計画的に返還していく。

オ 静私幼要覧の作成

振興協会の各種事業実績や調査結果をまとめた要覧（PDF）を作成し、HPに掲載することにより、加盟園と情報共有を図り、行政機関や国、県の議員等との協議・提案の基礎資料として活用する。

(2) 人材確保の支援（人材確保・育成委員会）

質の高い幼児教育を継続して提供していくためには、教職員人材の確保が必要不可欠なことから、学生に対する幼稚園教員等の魅力の発信や教員養成校との密接な関係の構築、就職フェアなどを行う。

① 学生等求職者向け情報の提供

ア 静私幼だより通信（学生等向け）

幼稚園教員等の魅力（先輩教員からのメッセージ等）、加盟園の紹介や求人情報、就職フェアの参加案内、幼稚園ナビの登録促進などを掲載した「静私幼だより通信（学生向け）」を作成し、HPへの掲載や教員養成機関への配信を定期的（臨時あり）に行う。

イ 幼稚園教員等の魅力発信

中・高・大学生の就職希望者の拡大を図るため、園で働く教員の一日を紹介する動画等のHPでの配信や、学生の利用率が高い動画・写真系SNSを活用した教員の魅力の発信等を行う。これに関しては、各園からの発信を委員会として促す。また各園が中・高・大学生を受け入れる体制を構築する（周知する）。

② 教員養成機関との連携強化

将来に亘り優秀な教員を確保し、また園が学生にとって魅力ある職場となるよう、県内外の教員養成校との意見交換会を開催する。意見交換会は、基本的には、広報委員会主催の名刺交換会を引き継ぐ。養成校とのより良好な関係を築くために効果的な内容を検討し、会を開催する。

・開催日： 未定

・会場： 静岡県私学会館

③ 学生等とのマッチング機会の提供

就職を希望する学生等と園とのマッチング機会を積極的に提供するため、東部・中部・西部の各地区が地域の実情を踏まえながら開催する就職フェアに対し助成する。

東部会場 3月（日時未定）（会場 プラサヴェルデ（予定））

中部会場 3月（日時未定）（会場 清水テルサ（予定））

西部会場 3月（日時未定）（会場 アクトシティ浜松）

(3) 人材育成、定着促進（人材確保・育成委員会）

① 後継者の育成

将来に亘って園の健全な経営と教育目的を果たしていくため、次世代の幼児教育を担い、将来のリーダーとして活躍が期待される若い人材を対象に育成研修・交流会等を行う。

この研修等は、宿泊又は一日（半日）単位で年1回程度実施する。

但し、宿泊研修を実施する場合、参加費用は自己負担を基本とする。

研修会名	開催年月日	会場
次世代リーダー養成研修会	未定	未定

② 離職防止、定着促進

ア 園・教職員向け情報の発信

幼児教育を担う教職員がやりがいを感じながら長期間にわたり勤務できるよう、離職防止や定着促進に関する各園での取り組みや有用な情報を収集し、HPで紹介していく。

II 公益目的事業 2 地域の子育てを支援する事業

子どもの最善の利益のため、さらなる幼児教育の振興を進め、幼児教育・保育実践の中心的な役割を果たし、「こどもが豊かに育つ権利」を家庭や地域社会に訴え続け、以下の事業を行う。

1 子育て家庭向け情報の提供等（子育て支援委員会）

子育て家庭を支援する各種制度や社会的活動、地域の幼児教育センターとしての振興協会の事業紹介（子育てフェア、子育て支援カウンセラー等）など、様々な視点から子育て家庭を支援する情報を「静私幼だより通信（子育て家庭向け）（仮称）」として作成し、協会HPへの掲載などにより定期的（随時あり）に配信する。

併せて、子育て家庭をはじめ、教員養成校の学生や加盟園への情報発信が効果的に行えるよう、協会HPの発信力や利便性の向上に向けた検討を行う。

2 子育て家庭を支援する諸活動（子育て支援委員会）

（1）子育てフェア、すこやか子育て相談等

「子育てフェア」「すこやか子育て相談」等を地区協会が企画運営し、子育て世代の交流を図り、家族の絆や地域の子育て力の向上を進めるとともに、幼児教育の重要性と魅力の発信を行う。

（2）子育て支援カウンセラー

各地区において「子育て支援カウンセラー」による子育て相談を実施し、保護者の子育て相談や悩みの解消、子どもの問題行動や発達相談、また、教職員等のコンサルテーションや園の子育て支援のカンファレンスを行い、子どもの健やかな成長を支える。継続的な支援につなげるため、公的機関へつなげるコーディネーターの役割を果たす。

（3）心身障害児等就園保育助成事業

私立幼稚園障害児教育助成（県事業、障害児2人以上が対象）を補完するため、特別な配慮が必要な心身障害児が1人在園している園に対して園児一人月額2,500円（年額30,000円）を助成する。（本助成により私学助成園は私学経常費助成で最大75万円の加算の対象となる。）

（4）乳幼児期の豊かな子育て環境の発信など

急激な少子化の進行は様々な要因が考えられるが、その一つとして、家庭を持つことに積極的になれない若者が増加しており、そしてそれは乳幼児期の家庭での子育て環境が成人してからの家庭感に影響を与えているのではないとも言われている。そこで、若者の家庭を持つことに対する希望や期待感の醸成の一助とするため、乳幼児期における家庭での豊かな子育て環境の重要性を広く社会に発信する。

Ⅲ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

1 教職員福利厚生事業（事務局）

振興協会慶弔規程に基づき、教職員に結婚・出産等祝い金や災害見舞金等を支給する。

令和6年度 研修事業計画一覧表(案)

I 基本研修

研修名	開催日	開催形態	開催場所	
初任研	第1回	4月	集合会場	グランシップ
	第2回	5月	動画配信	
	第3回	6月	分散会場(会場独立型)	東部 中部 西部
	第4回	11月	分散会場(会場独立型)	東部 中部 西部
	第5回	2月	集合会場	グランシップ
理事長・園長等研修	6月	集合会場(ハイブリッド)	Hグランヒルズ	
	2月	集合会場(ハイブリッド)	Hグランヒルズ	

II-1 専門研修(会場型)

ミドル研修	8月	集合会場(後日動画配信)	グランシップ
ミドルリーダー研修	8月	集合会場(後日動画配信)	グランシップ
特別支援研修	8月	サテライト型	東部 沼津ヴェルデ
			中部 グランシップ
			西部 アクトシティ
危機管理・安全管理研修	8月	集合会場(後日動画配信)	グランシップ
幼稚園教育の理解推進・発展事業研修会	8月	集合研修	グランシップ

II-2 専門研修(動画配信) ※基本的に誰でも受講可能(配信期間は原則として8月～12月)

動画配信1(フレッシュ研修1)	概ね1～2年の保育者を想定したスキルアップ研修
動画配信2(フレッシュ研修2)	同上
動画配信3(フレッシュ研修3)	同上
動画配信4(フレッシュ研修4)	同上
動画配信5(ミドル研修1)	概ね3～5年の保育者を想定したスキルアップ研修(ミドル(会場研修)の内容(動画)を配信)
動画配信6(ミドル研修2)	同上
動画配信7(ミドルリーダー研修1)	概ね5年以上の保育者を想定し、主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップ研修(ミドルリーダー(会場研修)の内容(動画)を配信)
動画配信8(ミドルリーダー研修2)	同上
動画配信9(リーダー研修1)	主任者や園長を想定し、主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップ研修
動画配信10(リーダー研修2)	同上
動画配信11(乳幼児教育1)	乳幼児の発達理論に基づいた研修
動画配信12(乳幼児教育2)	同上
動画配信13(安全管理・危機管理1)	防災・防犯・感染症対策を含めた安全管理・危機管理の研修(会場研修の内容(動画)を配信)
動画配信14(安全管理・危機管理2)	同上

III 特別研修

公開保育研修	7～11月	分散会場(会場独立型)	東部 中部 西部
実技指導研修		分散会場(会場独立型)	各地区

令和6年度 収支予算書総括表 (案)

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息振替額		1,200	△ 1,200	
基本財産運用益計		1,200	△ 1,200	
特定資産運用益				
特定資産(貸付金)受取利息	700,000	1,000,000	△ 300,000	
特定資産(貸付事業積立資産)受取利息	38,000,000	44,000,000	△ 6,000,000	
特定資産運用益計	38,700,000	45,000,000	△ 6,300,000	
受取会費				
会員受取会費	34,300,000	37,828,800	△ 3,528,800	園児数見込26,100人
研修受取会費		400,000	△ 400,000	
受取会費計	34,300,000	38,228,800	△ 3,928,800	
受取補助金等				
受取県費補助金	9,850,000	9,850,000	0	
受取民間補助金		500,000	△ 500,000	
受取補助金等計	9,850,000	10,350,000	△ 500,000	
雑収益				
雑収益	150,000	420,000	△ 270,000	
雑収益計	150,000	420,000	△ 270,000	
経常収益計	83,000,000	94,000,000	△ 11,000,000	
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	15,630,000	13,600,000	2,030,000	配賦割合変更による増
臨時雇賃金	1,420,000	1,200,000	220,000	
賞与	5,200,000	4,080,000	1,120,000	
法定福利費	3,850,000	3,130,000	720,000	
福利厚生費	100,000		100,000	
旅費交通費	3,796,000	7,254,000	△ 3,458,000	
通信運搬費	755,000	605,000	150,000	
建物減価償却費	1,380,000		1,380,000	事業配賦による増
建物付属設備減価償却費	240,000		240,000	
什器備品減価償却費	300,000		300,000	
ソフトウェア償却費	330,000		330,000	
消耗品費	600,000	430,000	170,000	
印刷製本費	1,090,000	2,718,000	△ 1,628,000	事業廃止による減
光熱水料費	300,000		300,000	
賃借料	4,326,000	4,539,000	△ 213,000	
保険料		40,000	△ 40,000	
諸謝金	8,810,000	9,937,000	△ 1,127,000	
租税公課		6,600,000	△ 6,600,000	
支払助成金	13,220,000	14,460,000	△ 1,240,000	
委託費	3,610,000	5,705,000	△ 2,095,000	
会議費	200,000	764,000	△ 564,000	
教材費		110,000	△ 110,000	
慶弔費	1,550,000	2,300,000	△ 750,000	
支払手数料	115,000	255,000	△ 140,000	
雑費	3,978,000	296,000	3,682,000	
事業費計	70,800,000	78,023,000	△ 7,223,000	

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
管理費				
給料手当	2,050,000	4,100,000	△ 2,050,000	配賦割合変更による減
臨時雇賃金	150,000	300,000	△ 150,000	
賞与	700,000	1,440,000	△ 740,000	
法定福利費	530,000	1,000,000	△ 470,000	
退職給付費用	350,000	400,000	△ 50,000	
福利厚生費	20,000	300,000	△ 280,000	
会議費	2,000,000	1,500,000	500,000	
交際費	100,000	100,000	0	
旅費交通費	150,000	100,000	50,000	
通信運搬費	300,000	170,000	130,000	
建物減価償却費	460,000	2,367,000	△ 1,907,000	事業配賦による減
建物付属設備減価償却費	80,000	0	80,000	
什器備品減価償却費	100,000	380,000	△ 280,000	
ソフトウェア償却費	240,000	240,000	0	
消耗品費	300,000	100,000	200,000	
修繕費	500,000	50,000	450,000	
印刷製本費	300,000	100,000	200,000	
光熱水料費	100,000	400,000	△ 300,000	
賃借料	600,000	900,000	△ 300,000	
保険料	30,000	30,000	0	
租税公課	100,000	100,000	0	
委託費	1,700,000	1,600,000	100,000	
支払負担金	100,000	100,000	0	
支払手数料	300,000	100,000	200,000	
管理諸費	100,000	0	100,000	
雑費	840,000	100,000	740,000	
管理費計	12,200,000	15,977,000	△ 3,777,000	
経常費用計	83,000,000	94,000,000	△ 11,000,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	1,208,812,149	1,208,812,149	0	
一般正味財産期末残高	1,208,812,149	1,208,812,149	0	
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益				
基本財産受取利息		1,200	△ 1,200	
基本財産運用益計		1,200	△ 1,200	
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額		1,200	△ 1,200	
当期指定正味財産増減額		0		
指定正味財産期首残高	293,761,156	293,761,156	0	
指定正味財産期末残高	293,761,156	293,761,156	0	
III 正味財産期末残高	1,502,573,305	1,502,573,305	0	

令和6年度 収支予算書内訳表 (案)
令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

(単位:円)

科目	公益事業					小計	法人会計	内部取引等 消去	合計
	(公1)私立幼稚園教育の充実と振興を図る事業		(公2)地域の子育て を支援する事業		その他事業				
	(公1-1)教職員研修・ 研究事業	(公1-2)健全経営等推 進事業	小計						
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
特定資産運用益	0	700,000	700,000	0	700,000	0	0	0	700,000
特定資産(貸付金)受取利息	0	38,000,000	38,000,000	0	38,000,000	0	0	0	38,000,000
特定資産(貸付事業種立資産)受取利息	0	38,700,000	38,700,000	0	38,700,000	0	0	0	38,700,000
特定資産運用益計	0	700,000	700,000	0	700,000	0	0	0	700,000
受取会費	0	0	0	17,150,000	17,150,000	0	17,150,000	0	34,300,000
会員受取会費	0	0	0	17,150,000	17,150,000	0	17,150,000	0	34,300,000
受取会費計	0	0	0	17,150,000	17,150,000	0	17,150,000	0	34,300,000
受取補助金等	5,000,000	2,350,000	7,350,000	2,500,000	9,850,000	0	0	0	9,850,000
受取具費補助金	5,000,000	2,350,000	7,350,000	2,500,000	9,850,000	0	0	0	9,850,000
受取補助金等計	5,000,000	2,350,000	7,350,000	2,500,000	9,850,000	0	0	0	9,850,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	150,000	0	150,000
雑収益計	0	0	0	0	0	0	150,000	0	150,000
経常収益計	5,000,000	41,050,000	46,050,000	19,650,000	65,700,000	0	17,300,000	0	83,000,000
(2) 経常費用									
事業費	7,070,000	4,390,000	11,460,000	3,980,000	15,440,000	190,000	0	0	15,630,000
給料手当	1,420,000	0	1,420,000	0	1,420,000	0	0	0	1,420,000
臨時雇賃金	2,430,000	1,360,000	3,790,000	1,350,000	5,140,000	60,000	0	0	5,200,000
賃与	1,920,000	950,000	2,870,000	930,000	3,800,000	50,000	0	0	3,850,000
法定福利費	60,000	20,000	80,000	20,000	100,000	0	0	0	100,000
福利厚生費	1,701,000	1,145,000	2,846,000	950,000	3,796,000	0	0	0	3,796,000
旅費交通費	250,000	255,000	505,000	250,000	755,000	0	0	0	755,000
通信運搬費	460,000	460,000	920,000	460,000	1,380,000	0	0	0	1,380,000
建物減価償却費	80,000	80,000	160,000	80,000	240,000	0	0	0	240,000
建物付属設備減価償却費	100,000	100,000	200,000	100,000	300,000	0	0	0	300,000
什器備品減価償却費	110,000	110,000	220,000	110,000	330,000	0	0	0	330,000
ソフトウェア償却費	200,000	200,000	400,000	200,000	600,000	0	0	0	600,000
消耗品費	375,000	440,000	815,000	275,000	1,090,000	0	0	0	1,090,000
印刷製本費	100,000	100,000	200,000	100,000	300,000	0	0	0	300,000
光熱水料費	3,024,000	860,000	3,884,000	442,000	4,326,000	0	0	0	4,326,000
賃借料	2,795,000	260,000	3,055,000	5,755,000	8,810,000	0	0	0	8,810,000
諸謝金	1,650,000	2,900,000	4,550,000	8,670,000	13,220,000	0	0	0	13,220,000
支払助成金	840,000	1,130,000	1,970,000	1,640,000	3,610,000	0	0	0	3,610,000
委託費	85,000	112,000	197,000	3,000	200,000	0	0	0	200,000
会議費	0	0	0	0	0	1,550,000	0	0	1,550,000
慶弔費	0	0	0	0	0	50,000	0	0	50,000
支払手数料	1,030,000	1,948,000	2,978,000	1,000,000	3,978,000	0	0	0	3,978,000
雑費	25,700,000	16,820,000	42,520,000	26,380,000	68,900,000	1,900,000	0	0	70,800,000
事業費計	25,700,000	16,820,000	42,520,000	26,380,000	68,900,000	1,900,000	0	0	70,800,000

科目	公益事業					小計	法人会計	内部取引等 消去	合計
	(公1)私立幼稚園教育の充実と振興を図る事業		(公2)地域の子育て を支援する事業		小計				
	(公1-1)教職員研修・ 研究事業	(公1-2)健全経営等推 進事業							
管理費									
給料手当	0	0	0	0	0			2,050,000	
臨時雇賃金	25,700,000	16,820,000	42,520,000	26,380,000	68,900,000			150,000	
賞与	△ 20,700,000	24,230,000	3,530,000	△ 6,730,000	△ 3,200,000			700,000	
法定福利費	△ 20,700,000	24,230,000	3,530,000	△ 6,730,000	△ 3,200,000			530,000	
退職給付費用								350,000	
福利厚生費								20,000	
会議費								2,000,000	
交際費								100,000	
旅費交通費								150,000	
通信運搬費								300,000	
建物減価償却費								460,000	
建物付属設備減価償却費								80,000	
什器備品減価償却費								100,000	
ソフトウェア償却費								240,000	
消耗品費								300,000	
修繕費								500,000	
印刷製本費								300,000	
光熱水料費								100,000	
賃借料								600,000	
保険料								30,000	
租税公課								100,000	
委託費								1,700,000	
支払手数料								100,000	
支払手数料								300,000	
管理諸費								100,000	
雑費								840,000	
管理費計	0	0	0	0	0			12,200,000	
経常費用計	25,700,000	16,820,000	42,520,000	26,380,000	68,900,000			83,000,000	
評価損益等調整前当期増減額	△ 20,700,000	24,230,000	3,530,000	△ 6,730,000	△ 3,200,000			0	
当期経常増減額	△ 20,700,000	24,230,000	3,530,000	△ 6,730,000	△ 3,200,000			0	
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
(2) 経常外費用									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 20,700,000	24,230,000	3,530,000	△ 6,730,000	△ 3,200,000			0	
当期一般正味財産増減額	△ 20,700,000	24,230,000	3,530,000	△ 6,730,000	△ 3,200,000			0	
一般正味財産期首残高								1,208,812,149	
一般正味財産期末残高								1,208,812,149	
当期指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額									
指定正味財産期首残高								293,761,156	
指定正味財産期末残高								293,761,156	
II 正味財産期末残高								1,502,573,305	

公益認定審議に伴うR6収支予算案の修正

- ① 共益性の高い教職員福利厚生事業を公益目的事業からその他事業に変更(県の指示事項)
- ② 会員受取会費(34,300千円)の1/2を公益目的事業に充当(県の指示事項)
- ③ 人件費計上方法の変更による公益目的事業費の増大(収支相償(公益収入<公益支出)基準の確保)

単位 千円

<修正後>	合計							
		公益1			公益2	公益計	その他 (福利厚生)	法人会計
		研修	経営	小計	子育て			
収入	83,000	5,000	41,050	46,050	19,650	65,700		17,300
貸付金受取利息	700		700	700		700		
特資受取利息	38,000		38,000	38,000		38,000		
県補助金	9,850	5,000	2,350	7,350	2,500	9,850		
会員受取会費	34,300	0		0	17,150	17,150 ②		17,150
雑収入	150			0				150
支出	83,000	25,700	16,820	42,520	26,380	68,900	1,900 ①	12,200
事業費	70,800	25,700	16,820	42,520	26,380	68,900	1,900	
うち人件費	26,200 ③	12,900	6,720	19,620	6,280	25,900	300	
管理費	12,200							12,200
うち人件費	3,800							3,800

収支相償 Δ 3,200 ③

(公益計の収入が支出を上回らない。)

<修正前>

収入	83,000	5,000	41,050	46,050	2,500	48,550		34,450
貸付金受取利息	700		700	700		700		
特資受取利息	38,000		38,000	38,000		38,000		
県補助金	9,850	5,000	2,350	7,350	2,500	9,850		
会員受取会費	34,300			0		0 ②		34,300
雑収入	150			0				150
支出	83,000	23,600	20,400	44,000	23,600	67,600		15,400
事業費	67,600	23,600	20,400	44,000	23,600	67,600		
うち人件費	23,000 ③	10,800	8,700	19,500	3,500	23,000		
管理費	15,400							15,400
うち人件費	7,000							7,000

収支相償 Δ 19,050

R 6 収支予算（案）の概要（修正後）

- | | | |
|-------|---------|---|
| I 収入 | 1 会費収入 | 園児数の減等を見込む。（R5年間比約2,500人減など） |
| | 2 県費補助金 | 満額を確保。 |
| | 3 運用益収入 | 為替変動要因を考慮。将来の収入減に備え一部計上留保。 |
| II 支出 | 1 事業費 | 事業計画案に基づき計上（R5からの廃止事業等△10,000）
公益法人への移行（運用益課税の免除）を前提。
組織改革に伴う予備的経費（3,000）を計上。 |
| | 2 その他経費 | R5と同程度。 |

単位:千円

	R 5	R 6	R6-R5	摘 要
収入	94,000	83,000	△ 11,000	
会費収入	37,830	34,300	△ 3,530	園数見込224（R5年間比△5） 園児数見込26,100（R5年間比△2,559）
県補助金	9,850	9,850	0	研修5,000、健全経営2,350、 子育て2,500
資産運用益	44,000	38,000	△ 6,000	為替変動リスクを考慮 一部計上留保
貸付金利息	1,000	700	△ 300	計画額
雑収入等	1,320	150	△ 1,170	
支出	94,000	83,000	△ 11,000	
事業費	78,023	70,800	△ 7,223	
公益1 私立幼稚園教育の充 実と振興を図る事業	57,093	42,520	△ 14,573	
公益1-1 教職員研修・ 研究事業	23,763	25,700	1,937	廃止△2,500（海外研修、ITセミ ナー） 健全経営事業からの移管等 （2,100、理事長・園長研修）
公益1-2 健全経営等推 進事業	33,330	16,820	△ 16,510	廃止等△7,500（静私幼だよ り、協会パンフ、利子補給、 HP改修、学校法人会計セミ ナー、内定者研修） 運用益課税の免除△6,600（公益 法人化）
公益2 地域の子育てを支援 する事業	18,430	26,380	7,950	子育て家庭向け情報発信活動な ど(2,000) 公益法人化に伴う共通経費の積 極的計上等(2,000)
その他事業	2,500	1,900	△ 600	教職員福利厚生事業
管理費（法人会計）	15,977	12,200	△ 3,777	

< R 6 予算計上 (費用の部) 事業別 > (修正後)

公益 1-1 教職員研修・研究事業

25,700

計上の考え方

- < 集合 > 講師謝金・旅費：100/人
 会場借上料：100 (グランシップ等)
 1,000 (ホテル)
 動画作成：100
- < 動画 > 講師謝金：70/人
- < 複合 > 配信作業：100

1 基本	3,440	
(1) 初任研	1,340	
①第1回 (集合)	300	講師2
②第2回 (動画)	140	講師2
③第3回 (分散)	300	
④第4回 (分散)	300	
⑤第5回 (集合)	300	講師2
(2) 理事長・園長	2,100	
6月 (複合)	800	講師2、配信あり、会場費は総会費と折半
2月 (複合)	1,300	講師2、配信あり、ホテル
2-1 専門 (会場)	2,100	
(1) ミドル(集合、後日配信)	400	講師2、動画作成あり
(2) ミドル-ター(集合、後日配信)	400	講師2、動画作成あり
(3) 特別支援 (サライト)	600	講師2、会場3、配信あり
(4) 危機管理 (集合、後日配信)	400	講師2、動画作成あり
(5) 理解推進 (集合)	300	講師2
2-2 専門 (動画配信)	770	動画14本のうち11本分 (70/本)
3 特別	2,300	
(1) 公開保育 (分散)	500	3会場
(2) 実技研修	1,800	300×6地区
4 調査研修	150	
プロジェクト	150	
1～4計	8,760	

委員会等開催費	1,000	委員会10回、プロジェクト6回
共通経費 (経費内訳は別紙)	2,000	通信運搬250、事務経費750、減価償却750、 施設管理150、光熱水費100

その他

1,040 予備的経費

事業費充当人件費

12,900 人件費総額30,000千円の一部 (従事割合)

公益1-2 健全経営等推進事業

16,820

1 トップマネジメント支援	2,350	
(1) 理事長・園長等研修		研修事業に計上
(2) 経営者向け情報の提供	600	
経営者向け通信	100	
経営分析情報提供	500	経営実態調査データの作成など
(3) 園経営を支援する諸活動	1,750	
ふじのくに大会	250	
園の安全管理向上	300	
地区活動の推進等	1,100	地区活動推進費助成
静私幼要覧	100	
2 人材確保の支援	2,500	
(1) 学生等求職者向け情報提供	200	
学生向け通信	100	
幼稚園教員の魅力発信	100	
(2) 養成校との意見交換会	300	
(3) 就職フェア	2,000	東部・中部・西部への負担金など 500千円×3カ所、ほか
3 人材育成・定着促進	650	
(1) 後継者の育成	550	
次世代リーダー研修	550	
(2) 離職防止、定着促進	100	
園・教員向け通信	100	
教職員福利厚生	0	結婚・出産祝い金など→その他事業へ変更
1~3の計	5,500	

委員会等開催費	700	経営研究10回、人材確保・育成10回
共通経費 (経費内訳は別紙)	2,000	通信運搬250、事務経費750、減価償却750、 施設管理150、光熱水費100
その他	1,900	予備的経費

事業費充当人件費

6,720 人件費総額30,000千円の一部（従事割合）

公益2 地域子育て支援事業

26,380

1 子育て家庭向け情報提供 情報通信 HP管理	600 200 400	
2 子育て家庭を支援する諸活動 (1) 子育てフェア、すこやか子育て相談 (2) 子育て支援カウンセラー (3) 心身障害児等就園保育助成 (4) 豊かな子育て環境の情報発信	16,200 6,000 8,500 700 1,000	新規分・枠計上
1～2の計	16,800	

委員会等開催費	300	子育て支援委員会10回
共通経費 (経費内訳は別紙)	2,000	通信運搬250、事務経費750、減価償却750、 施設管理150、光熱水費100
その他	1,000	予備的経費

事業費充当人件費 6,280 人件費総額30,000千円の一部（従事割合）

その他1 その他事業

1,900

1 教職員福利厚生事業	1,600	結婚・出産祝い金など
-------------	-------	------------

事業費充当人件費 300 人件費総額30,000千円の一部（従事割合）

入会及び退会規程の一部改正（案）

社員が設置する園（加盟園）の規定を整備するため、下記のとおり入会及び退会規程の一部を改正する。

（下線部分が変更箇所）

改正案	現 行
<p>一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会入会及び退会規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協定会款（以下「定款」という。）第5条及び第7条の規定に基づき、当法人の社員の入会及び退会に関する必要な事項を定める。</p> <p>（入会手続）</p> <p>第2条 定款第5条の規定に基づき当法人の社員になろうとする者は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会運営規則第4条第2項に規定する地区の協会に加入したうえ、別に定める入会時の会費を添えて、<u>法人の名称、所在地、設置する私立幼稚園（1号見定員が認められている認定こども園を含む。以下「加盟園」という。）の名称等を記載した入会申込書（様式第1号）</u>を理事長に提出する。</p> <p>2 理事長は、前項の<u>入会申込書</u>を受理したときは、理事会の承認を得て入会を決定し、これを入会申込者に通知する。</p>	<p>一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会入会及び退会規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協定会款（以下「定款」という。）第5条及び第7条の規定に基づき、当法人の社員の入会及び退会に関する必要な事項を定める。</p> <p>（入会手続）</p> <p>第2条 定款第5条の規定に基づき当法人の社員になろうとする者は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会運営規則第4条第2項に規定する地区の協会に加入したうえ、別に定める入会時の会費を添えて、<u>入会申込書（様式第1号）</u>を理事長に提出する。</p> <p>2 理事長は、前項の<u>入会申込み</u>を受理したときは、理事会の承認を得て入会を決定し、これを入会申込者に通知する。</p>

改正案	現 行
<p>(社員名簿)</p> <p>第3条 <u>社員及び加盟園は、地区ごとに、当法人の管理する社員名簿に登録する。</u></p> <p>2 前項の<u>社員名簿</u>に記載された事項に変更があった場合は、<u>社員は変更事項を速やかに理事長に届けなければならない。ただし、園児数及び教職員数は、入会后毎年5月1日現在で行う当法人の状況調査の報告をもつて足りるものとする。</u></p> <p>3 社員は、<u>新たな加盟園の加入又は加盟園の退会（社員の退会を除く。）がある場合には、加盟園加入届（様式第2号）又は加盟園退会届（様式第3号）を理事長に提出する。</u></p> <p>4 <u>理事長は、前項の届出を受理したときは、理事会に報告する。</u></p> <p>(退会手続)</p> <p>第4条 定款第7条の規定に基づき、当法人を退会しようとする者は、その理由を付して、<u>退会届（様式第4号）</u>を理事長に提出する。</p> <p>2 理事長は、前項の退会届を受理したときは、理事会の承認を得て当該社員の退会を認める。ただし、理事長は、退会しようとする当該社員が当法人に対し債務を負っている場合には、その債務の履行がなされた後でなければ退会の可否を理事会に諮ることができない。</p> <p>3 任意退会並びに定款第8条の除名及び同第9条の社員資格の喪失により社員でなくなった場合には、当該者の既納の会費及び負担金は返還しない。</p>	<p>(会員名簿)</p> <p>第3条 <u>入会者は、地区ごとに、当法人の管理する会員名簿に登録する。</u></p> <p>2 前項の<u>会員名簿</u>に記載された事項に変更があった場合は、<u>入会した当該社員は変更事項を速やかに理事長に届けなければならない。ただし、園児数及び教職員数は、入会后毎年5月1日現在で行う当法人の状況調査の報告をもつて足りるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(退会手続)</p> <p>第4条 定款第7条の規定に基づき、当法人を退会しようとする者は、その理由を付して、<u>退会届（様式第2号）</u>を理事長に提出する。</p> <p>2 理事長は、前項の退会届を受理したときは、理事会の承認を得て当該社員の退会を認める。ただし、理事長は、退会しようとする当該社員が当法人に対し債務を負っている場合には、その債務の履行がなされた後でなければ退会の可否を理事会に諮ることができない。</p> <p>3 任意退会並びに定款第8条の除名及び同第9条の社員資格の喪失により社員でなくなった場合には、当該者の既納の会費及び負担金は返還しない。</p>

(下線部分が変更箇所)

改正案	現 行
<p>(規程の変更) 第5条 この規程を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならぬ。</p>	<p>(規程の変更) 第5条 この規程を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならぬ。</p>

附則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(用紙日本工業規格A4縦型)

様式第1号(用紙日本工業規格A4縦型)

入会申込書

私は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会の目的に賛同し、入会したいので、定款第5条の規定により申し込みいたします。

一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長

様

年 月 日

所在地
法人名
代表者役職名・氏名

㊦

<設置する園(加盟園)の概要等>

園名				計	人
所在地					
園長名					
園則定員数	1号児 人	2号児 人	3号児 人	計	人
現在員数	1号児 人	3号児 人	3号児 人	計	人
教職員数	教員 人	職員 人	計	人	人
電話番号	ファックス番号				
Eメール	設置年月日				
入会希望日	備考				

*1号児、2号児、3号児は、子ども・育て支援法第19条第1項の各号に該当する園児をいう。

※設置する園(加盟園)が複数の場合は、別紙様式に補足して記入

上記申込者は、運営規則第5条第2項に定める地区の協会に加入していることを証明します。

地区長

㊦

入会申込書

私は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会の目的に賛同し、入会したいので、定款第5条の規定により申し込みいたします。

年 月 日

一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長

様

所在地
法人名
代表者名

㊦

法人名					
代表者役職名及び氏名					
幼稚園名					
園長名					
園則定員数	満3歳児 人	3歳児 人	4歳児 人	5歳児 人	計 人
現在員数	満3歳児 人	3歳児 人	4歳児 人	5歳児 人	計 人
教職員数	教員 人	職員 人	計	人	人
電話番号	ファックス番号				
Eメール	設置年月日				

上記申込者は、運営規則第5条第2項に定める地区の協会に加入していることを証明します。

地区長

㊦

改 正 案

現 行

(新設)

※設置する園(加盟園)が複数の場合の補足様式

園 名								
所 在 地								
園 長 名								
園則定員数	1号児	人	2号児	人	3号児	人	計	人
現在員数	1号児	人	3号児	人	3号児	人	計	人
教職員数	教員	人	職員	人	計	人	計	人
電話番号	ファックス番号							
Eメールアドレス	設置年月日							

園 名								
所 在 地								
園 長 名								
園則定員数	1号児	人	2号児	人	3号児	人	計	人
現在員数	1号児	人	3号児	人	3号児	人	計	人
教職員数	教員	人	職員	人	計	人	計	人
電話番号	ファックス番号							
Eメールアドレス	設置年月日							

様式第2号 (用紙日本工業規格A4縦型)

(新設)

加盟園加入届

当法人が設置する下記の園について、加盟園に加入したので届け出ます。

一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長 様

年 月 日

所在地
法人名
代表者名 ㊟

園名						
所在地						
園長名						
園則定員数	1号児 人	2号児 人	3号児 人	計 人		
現在員数	1号児 人	2号児 人	3号児 人	計 人		
教職員数	教員 人	職員 人	計 人			
電話番号	ファクス番号					
Eメールアドレス	設置年月日					
加入日	備考					

*1号児、2号児、3号児は、子ども・育て支援法第19条第1項の各号に該当する園児をいう。

上記園は、運営規則第4条第2項に定める地区の協会に加入していることを証明します。

地区長 ㊟

様式第3号 (用紙日本工業規格A4縦型)

(新設)

加盟園退会届

当法人が設置する下記の園について、加盟園の退会を届け出ます。
なお、当園は振興協会に対して一切の債務を負っていません。

一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長

年 月 日

所在地
法人名
代表者名

印

1 退会する園

(1) 名称

(2) 所在地

2 退会理由

3 退会期日

年 月 日

改正案

様式第4号(用紙日本工業規格A4縦型)

退会届

私は、下記の理由により、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会を

退会したいので、定款第7条の規定によりお届けいたします。

なお、私は当協会に対して一切の債務を負っていません。

一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長

年 月 日

所在地
法人名
代表者名

㊟

1 退会理由

2 退会期日 年 月 日

現行

様式第2号(用紙日本工業規格A4縦型)

退会届

私は、下記の理由により、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会を

退会したいので、定款第7条の規定によりお届けいたします。

なお、私は当協会に対して一切の債務を負っていません。

年 月 日

一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長

所在地

法人名

代表者名

㊟

1 退会理由

2 退会期日 年 月 日

〈その他〉(報告)

WEB(ZOOM)による会議等参加者に対する旅費(日当)支給の廃止について

1 趣旨

令和2年度の新型コロナの感染拡大を契機に、WEB(ZOOM)による会議等の開催や参加が積極的に実施され、WEB参加者に対し、旅費規程上の日当(非課税)を支給してきたが、振興協会の旅費規程との整合性及び所得税法上の取扱い等を踏まえ、令和6年度から旅行を伴わないWEB参加者に対する旅費(日当)支給を廃止する。

2 現状と課題

(1) 旅費規程との整合性

旅費規程では、「用務のため出張した場合は、旅費及び日当を支給する。」とされており、WEBによる会議参加者は「出張した場合」の要件を満たしておらず、日当の支給は実質的に謝金(課税対象)に該当してしまう可能性がある。

〈旅費規程〉

第2条 振興協会の役員・委員及び職員並びに教職員が振興協会の用務のために出張した場合は、旅費及び日当を支給する。

第4条 旅費の種類及び金額は別表1により、～～～

別表1 (抜粋)

区分	鉄道、船賃、車賃	日当(1日)	備考
役員	実費	3,000円	理事会出席者など
委員	〃	2,500円	委員会出席者など
教職員	〃	2,100円	
職員	〃	県内200円ほか	

(2) 所得税法上の取扱い等

所得税の取扱い(基本通達)において、非課税とされる旅費は、「旅行した者に対する支給」を要件としており、日当は旅行雑費として旅行に伴う実費弁償の位置付けから非課税とされているものである。従って、旅行を伴わないWEB参加者に対する旅費(日当)の支給は、非課税の要件を満たしておらず課税対象の謝金の扱いとなる可能性がある。

一方で、謝金の支払いは、定款の規定で「役員は無報酬」としていることとの整合性の確保が困難となる。

※定款で役員は無報酬としている場合、団体運営上必須の会議となる理事会や総会等への出席者(役員)に対する謝金の支払はできない。事業を実施する上で役員が講師を担う場合の謝金の支払は可能。

3 対応

旅行(出張)を伴わないWEB等による会議等参加者に対する旅費(日当)の支給は、令和6年度から廃止とする。